

2022年6月7日

各 位

会社名 株式会社エコノス
代表者名 代表取締役社長 長谷川 勝也
(コード番号:3136 札証アンビシャス)
問合せ先 取締役副社長 新行内 宏之
(TEL: 011-875-1996)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第47回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的の追加及び削除を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (記載省略) <u>(8) ペットおよびペット用品の販売</u> <u>(9) 熱帯魚、金魚等の観賞用魚類およびその飼育用品の販売</u> (10)～(17) (記載省略) <u>(18) カーボン・オフセット・プロバイダー事業</u> (19)～(21) (記載省略) (新設) (22) (記載省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (現行どおり) (8) (削除) (9) (削除) (8)～(15) (現行どおり) (16)～(18) (現行どおり) <u>(19) 生前整理、遺品整理および家財整理事業</u> (20) (現行どおり)
第3条～第13条 (記載省略)	第3条～第13条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 <u>事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示</u> <u>すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従</u> <u>い、インターネットを利用する方法で開示することによ</u> <u>り、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

	(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第39条	(記載省略)	第15条～第39条 (現行どおり)
附則		附則
1.	(記載省略) (新設)	1. (現行どおり) 2. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 3. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 4. 本附則第2項から本項までは、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

2022年6月29日
2022年6月29日

以 上